

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 9 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の生活保護制度における取扱い等について

先般、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号）が成立し、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかったものに対して新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下、「休業支援金」という。）を支給する事業が実施されます。

つきましては、当該事業により支給される休業支援金の趣旨目的を踏まえ、生活保護制度における取扱いについて、下記のとおりお示しいたしますので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

記

1 休業支援金が支給された場合の取扱いについて

休業支援金は、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった労働者に対し支給するものであることを踏まえ、勤労収入と同様に取扱われたい。

2 勤労収入と同様に取扱うに当たっての留意点

- (1) 休業支援金については、その実際の受給月に収入認定することとされたい。ただし、受給月に収入としてその全額を計上することが適当でないと思われる場合には、分割して収入認定されたい。

(2) 勤労収入と同様に取扱うことから「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(4)に定める各種控除等を適用するとともに、休業支援金を受け取るために必要な経費がある場合は、その実際必要額を認定すること。

なお、実際必要額の認定に当たっては被保護者からの申告等により行うものとし、挙証資料の提出を求めずに認定して差し支えない。

(3) 休業中であるものの、予定されていた勤労収入を得るための必要な経費がすでに生じている場合については、その実費を必要経費として認定すること。

(4) 就労自立給付金の算定にあたっては、当該給付金の算定期間に休業支援金の受給月が含まれる場合、休業支援金の収入認定額も含めて行う必要があるため、留意されたい。

3 その他

(1) 保護の申請時の要否判定について

「生活保護問答集について」(平成21年3月3日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問10-6を踏まえ、適切に対応されたい。